

## 警察庁訓令第11号

警察庁職員の利害関係者に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年8月20日

警察庁長官 佐藤 英彦

警察庁職員の利害関係者に関する訓令の一部を改正する訓令

警察庁職員の利害関係者に関する訓令（平成12年警察庁訓令第2号）の一部を次のように改正する。

本則に見出しとして「（犯罪の捜査に関する利害関係者）」を付し、本則第1項中「（平成12年政令第101号）」を削り、本則を本則第2条とし、第1条として次の一条を加える。

（利害関係者から除く者）

第1条 国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第2条第1項ただし書の規定により訓令で定める者は、公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、電気供給事業者、ガス供給事業者、水道事業者及び日本放送協会とする。

附 則

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。